

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、今年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、確定申告期間が近づいて参りました。今回は「消費税の税率ごとの区分経理」について生田が担当いたします。

消費税課税事業者は、税率ごとの区分経理が必要になります。

令和元年（2019年）10月1日より、消費税率の引上げにあわせて軽減税率制度が実施され、消費税の課税事業者であれば、通常の帳簿記帳に加え、税率ごとの区分経理も求められるようになります。

令和元年（2019年）10月からは「区分記載請求書等保存方式」

令和元年（2019年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

帳簿の記載に関する留意点

- ・消費税の課税事業者であれば、売上や経費をそれぞれ標準税率10%、軽減税率8%、もしくは旧税率8%に区分して経理をする必要があります。
- ・軽減税率の対象となる取引については、軽減税率対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の記載が必要になります。下記の記載例をご参照ください。

〔参考〕一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書		XX年11月30日	
株式会社〇〇御中		11月分 131,200円(税込)	
日付	品名	金額	
11/1	小麦粉 ※	5,400円	
11/1	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
合計		131,200円	
10%対象		88,000円	
8%対象		43,200円	

※は軽減税率対象品目 (株式会社〇〇物産)

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。

② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)	
月	日	摘要	借方 (単位: 円)		
11	30	株式会社〇〇物産 雑貨 (11月分)	88,000		
11	30	株式会社〇〇物産 ※食料品 (11月分) ①	43,200		
⋮	⋮	⋮	⋮		

(※: 軽減税率対象品目) ②

詳しくは、国税庁のHP「消費税軽減税率制度の手引き」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01-1.htm>

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350